

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 4 月 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 管理部門長 廣瀬 太郎

◎ 調達機関番号 807 ◎ 所在地番号 14

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 24
- (2) 購入等件名及び数量 消臭脱煙装置付き電気炭化処理装置 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 納入期限 令和 9 年 3 月 19 日
- (5) 納入場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構横浜庁舎
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」又は「その他機器類」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされてい

る者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2
-12-4 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課 松村
有沙 電話 045-788-7627 FAX 045-788-5001

- (2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「消臭脱煙装置付き電気炭化処理装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「消臭脱煙装置付き電気炭化処理装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてFAX送信すること。

(3) 応札仕様書等の提出期限及び場所 本公告

に示した物品を納入できることを証明する書類を令和8年5月27日17時までに、上記3(1)あてへ提出すること。

(4) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関

し質疑がある場合には、令和8年5月8日までに上記3(1)あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はFAXにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書

受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(5) 入札書の受領期限 令和8年5月27日17時（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、必着のこと。）

(6) 開札の日時及び場所 令和8年5月28日14時 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4 国立研究開発法人水産研究・教育機構横浜庁舎 ビデオライブラリー室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- 5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。
- 6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIROSE Taro, Director, Management Department, Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (2) Classification of the products to be procured: 24
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Electric heating furnace with deodorizing and smoke removal equipment
1 Set
- (4) Delivery period: 19 March 2027
- (5) Delivery place: Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
- ① not come under Article 12-1 and 13 of

the regulation concerning the contract for
Japan Fisheries Research and Education
Agency,

② have Grade A, B, C or D “Sales” in
terms of the qualification for partici-
pating in tenders by Japan Fisheries
Research and Education Agency or Single
qualification for every ministry and
agency in the fiscal years 2025, 2026 and
2027.

(7) Time limit for tender: 17:00, 27 May 2026

(8) Contact point for the notice: MATSUMURA
Arisa, Administration Section, Management
Department, Fisheries Resources Insti-
tute, Japan Fisheries Research and Ed-
ucation Agency, 2-12-4, Fukuura, Kan-
azawa-ku, Yokohama city, Kanagawa,
236-8648 Japan. TEL 045-788-7627

消臭脱煙装置付き電気炭化处理装置

調 達 仕 様 書

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

水産資源研究所

第1章 総則

1. 目的及び用途

この仕様書は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所が調達する、消臭脱煙装置付き電気炭化処理装置(以下、「本装置」という。)について規定する。

本装置は、海産生物等に含まれる微量の放射線量を計測することを目的とした灰化測定試料を調製するための前処理として、試料を電気ヒーターにより炭化させることを目的とする。

受注者は、この仕様書に規定する条件を満たした本装置を納入すること。

2. 調達数量

1 式

3. 納入場所

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構 横浜庁舎

実験棟2F乾燥炭化室

4. 検査

本装置は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所の検査職員による検査に合格しなければならない。

5. その他

- (1)本装置の搬送、搬入、据付及び試験調整は、受注者側で負担すること。
- (2)受注者は、令和9年3月19日までに納入を完了すること。
- (3)受注者は、試験調整時に納入後、操作に従事する職員(以下「担当職員」という。)に対し十分な説明を行うこと。なお、試験調整及び取扱い説明実施日時については、担当職員と打ち合わせの上、実施すること。
- (4)受注者は、本装置の構成を和文で示した取扱説明書を納入時に5部及び電子ファイルを提出すること。
- (5)納入後1年間は無償で保守及び故障修理を行い、性能不良等修理調整が必要になった場合は、迅速に対応すること。
- (6)検査で受注者の責任による不具合等が発生した時は、修理または代品を納入すること。

第2章 構成

1. 本装置の概要

本装置は、消臭脱煙装置付き炭化処理部と冷却装置部の2部より構成される。

海産生物等に含まれる微量の放射線量を測定するためには、可能な限り試料の水分含有率を低下させ、試料体積を減量させてから分析を行う必要がある。当所では分析前処理として試料選別、試料の解体、乾燥、炭化、灰化、粉碎という手順を踏んでいるが、本装置は、そのうち乾燥させた体組織等を電気ヒーターにより炭化させるための装置である。

2. 本装置の構成および数量

1-1. 消臭脱煙装置付き炭化処理部 1台

1-2. 冷却装置部 1台

第3章 本装置の仕様

1. 消臭脱煙装置付き炭化処理部

- 1-1. 搬入口から搬入できる大きさと、1800(W)×1800(D)×3000(H)のスペースに設置できること。消臭脱煙装置はスペース内に設置可能であれば、本体内蔵または外付けのいずれでも構わない。また、担当職員と協議の上、既設機器への干渉がなく、作業上問題ない寸法であること。重量は設置場所の耐荷重(1000 kg/m²)以下であること。なお、本体を床に固定する場合は、設置予定場所の床の厚さを考慮し、既存のコンクリート製土台を利用するか、または新たに架台等を設けて設置すること。
- 1-2. 炭化処理装置は電気ヒーターによる高温で試料の炭化を行うこと。熱源であるヒーター線は試料等と直接接触しないよう、金属等で被覆して露出しない構造とすること。
- 1-3. 炭化に必要な空気の吸気量を調整できる構造とすること。また、装置内部の空気を攪拌循環させるファンを設け、稼働中に試料より発生した排ガスや煤は他の試料を汚染しないように排気ファンにより強制排気する構造とし、冷却装置部に繋げるためのダンパー付き排気孔を設けること。また、熱風の通り道にある部品については、耐食性に優れたステンレス素材を用いて、試料を汚染しないようにすること。
- 1-4. 稼働中に試料より発生したガスの漏洩が無い構造とし、前面に手動で開閉できる扉を設置すること。また、過度に内圧が上昇しないよう、安全弁等を装置後方に取り付ける対策を講ずること。
- 1-5. 炉の内壁は全面ステンレス材を使用して、極力凹凸を抑えて煤が付着しにくく、日常的に清掃し易い構造とすること。また、作業者の安全性を考慮し、稼働中でも本装置の外壁が過度に高温とならないよう、断熱効果の高い断熱材を使用すること。
- 1-6. 本装置内部に3段程度の棚板を設け、φ240 mm×H80 mmの平底試料皿15枚以上を無理なく収納可能であること。また各棚板は耐食性に優れたステンレス素材で耐荷重20 kg以上とし、手前に引き出して取り外せる構造であること。
- 1-7. 常用使用温度は250℃から450℃までとする。本装置本体の耐熱仕様としてはそれ以上であることとする。また、温度設定は1℃刻みで行うことができ、常用使用温度で48時間以上の連続運転が可能であること。

- 1-8. 昇温性能は周囲の気温が 20 °C、無負荷で 2 時間以内に 420 °C に達するようにし、設定温度の精度は設定温度に達し安定した後、±10 °C 以内とすること。
- 1-9. 本装置内の温度調整は、無負荷時に試料皿が位置する場所で 420 °C 昇温安定後 ± 5 °C 以内とすること。また、装置内部には上段、中段、下段に各1 箇所ずつ K 熱電対等の温度センサーを設置し、それぞれの温度をモニターできるようにすること。
- 1-10. 本装置正面に制御パネルを設け、炉内の現在温度と指示温度が表示される計器を取付けること。また、炉内の温度を1°C単位で制御できる複数の温度管理プログラムを設定できるようにすること。
- 1-11. タイマー自動運転(設定時刻もしくは設定時間後に運転自動 OFF)が出来るようにすること。
- 1-12. 炉内温度を記録する電子温度記録計を取り付けること。記録は1分間隔で分解能は 1 °Cとし、データ形式は現在一般に広く市販されている記憶媒体(USB メモリ、SD カード等)に保存し Microsoft 社製 Windows を OS としたパソコンで読み込みが出来るようにすること。
- 1-13. 消臭脱煙装置は炭化処理装置に接続し、炭化処理装置からの排出ガスを 300°C～600 °C 程度に昇温することにより、排出ガス中の油成分を概ね分解できること。また、白金触媒を備え、排気ガス中の有機成分を酸化分解できるとともに、酸化分解できない化学物質等を活性炭等の吸着材で吸着できる構造であること。なお、活性炭等を使用した装置については冷却装置部へ組み込むことを可とする。
- 1-14. 消臭脱煙装置の白金触媒および活性炭等の吸着材は、交換できる構造であること。
- 1-15. ヒーター漏電、各モーター過負荷、感震器等の安全機器及び任意で温度設定が可能な過昇温防止器を取り付け、それぞれの状態を確認できるようにランプ等で表示点灯させること。また、異常時には警報ブザーが鳴動し、ヒーター回路が遮断されるようにすること。

2. 冷却装置部

- 2-1. 搬入口から搬入できる大きさで、1700(W)×1700(D)×2000(H)のスペースに設置できること。また、既設機器への干渉がなく、作業上問題ない寸法であること。重量は設置場所の耐荷重(1000 kg/m²)以下であること。なお、本装置を床に固定する際には、設置予

定場所の床の厚さを考慮し、必要に応じて新たにコンクリート製の土台を施工してから設置すること。

2-2. 消臭脱煙装置付き炭化処理部からの排気を外気と混合させるなどして、70℃以下で白煙等が生じないようにしてから建物外に排出できること。

3. 本装置の電源

3-1. 本装置で利用できる電源は AC200V、三相、150A 以下が一口である。使用電源の改修が必要な場合、担当職員と協議の上、既設機器類の稼働に影響を及ぼさず、現行で利用できる電源の範囲内で本装置を稼働できるようにすること。

ただし、その場合の改修に係る経費は、受注者において負担するものとする。